

(仮称) 栄東地区再編小学校 新築等基本計画

令和8年1月

札幌市

目 次

第1章 基本計画について

第1節 基本計画策定の趣旨

第2節 基本計画の位置づけ

第2章 新築校について

第1節 沿革・概要

第2節 計画地の概要

第3節 推計・通学区域

第4節 施設規模

第3章 新築校の施設計画について

第1節 施設整備の目標/コンセプト

第2節 基本方針

第3節 整備内容

第4節 想定事業スケジュール

第5節 概算事業費

第1章 基本計画について

第1節 基本計画策定の趣旨

札幌市では、札幌市の教育が目指す人間像として「自立した札幌人」を掲げている。

【自立した札幌人】

- 未来に向かって新たな価値を創造し、主体的に学び続ける人
- 自他のよさや可能性を認め合い、しなやかに自分らしさを発揮する人
- ふるさと札幌に誇りをもち、持続可能な社会の発展に向けて行動する人

その実現に向けては、未来の札幌を担い、持続可能な社会の発展に向けて行動できる市民の基礎作りを目指し、創造的な知性と豊かな心をはぐくみ、心身ともに健全で、自他の存在を認めあいながら、しなやかに自分らしさを発揮できる人間の育成を図ることや、自ら考え、適切な判断をし、主体的に行動できる力を養うことができる学習教育環境を整備していく必要がある。

本計画は、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」の実現に向けて、学校施設面において、子どもたちの多様な学びを支えるための学習教育環境を充実させることを目的として策定するものである。

第2節 基本計画の位置づけ

札幌市教育委員会では、「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部（令和4年6月改訂））の内容を準拠することはもとより、札幌市独自で策定した学校施設の整備指針である「札幌市小・中学校施設整備基本指針」（別添資料参照。以下「基本指針」という。）を参考に、学校教育を進める上で基本的な施設機能の確保に努めている。

本計画は、基本指針に基づき、各学校の実情に応じた学校施設の整備の方向性を示したものである。

第2章 新築校について

第1節 沿革・概要

札幌市立栄東小学校は、昭和50年度に開校し、昭和57年度に児童数が1,165人（30学級）となりピークを迎えた。増加する児童数に対応するために栄東小学校と栄北小学校の通学区域を再編し、昭和58年度に札幌市立栄緑小学校を開校、栄緑小学校は昭和60年度に児童数620人（18学級）となりピークを迎えた。栄東小学校と栄緑小学校は、ピークを迎えて以降、少子化の影響により、児童数が減少傾向にあり、「学校の小規模化」が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、栄東地区に保護者や地域の代表者、学校関係者で組織される「学校配置検討委員会」を令和5年2月から令和7年2月まで設置し、子どもたちにより良い教育環境を提供するための検討を行ってきた。

検討の結果、当初札幌市が提示した取組案のとおり、栄東小学校敷地において栄東小学校と栄緑小学校を再編し、新設校を設置することで協議は終了した。

本事業は、再編により小規模化から生じる課題を解決するとともに、建設から50年が経過し老朽化が進んでいる栄東小学校校舎を解体し、再編小学校を新築することにより、学校教育環境の改善を目指し、令和11年度以降の工事着手に向けて基本・実施設計を行うものである。

第2節 計画地の概要

建設予定地の諸条件については、以下のとおり。

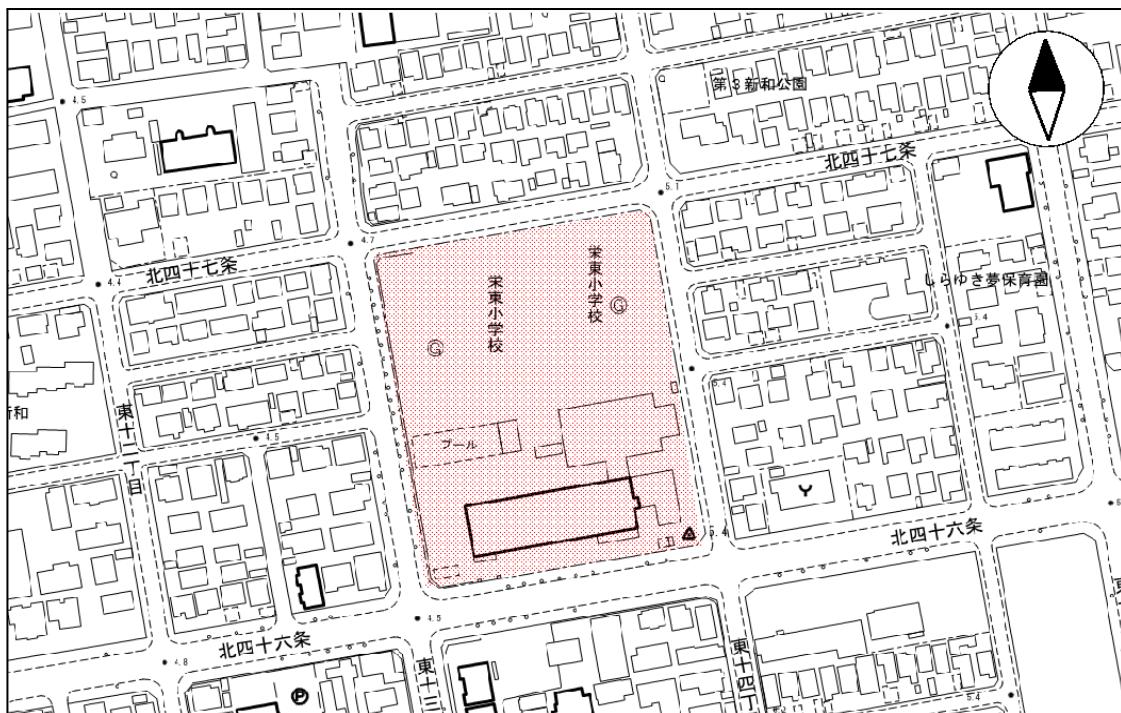
- 1 所在地 札幌市東区北46条東13丁目1-1
- 2 敷地面積 14,112m²
- 3 地域地区等

用途地域	第一種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率80%） 第一種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
防火地域	指定なし
日影規制	3時間・2時間 4時間・2.5時間
高度地区	北側斜線高度地区 33m北側斜線高度地区
その他	宅地造成等工事規制区域、自動車ふくそう地区、景観計画区域、 埋蔵文化財の包蔵地外、都市ガス供給エリア外

建設予定地は四方が道路を挟んで宅地に面している。

また、グラウンドには、札幌市下水道河川局による流域貯留浸透施設が整備されており、新築時においても整備を想定（札幌市下水道河川局で貯留機能の向上を検討中）する。

敷地内の高低差は、南東側が道路より30cm程度、南西側が50cm程度、グラウンドが50cm程度それぞれ高い。なお、測量については令和8年の夏～秋頃の実施を想定。



凡例：建設予定地

第3節 推計・通学区域

1 児童数・学級数の推計と想定

再編新設小学校の児童数・学級数は下記のとおり。

令和13年推計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
児童数	62	60	76	89	85	104	476
学級数	2	2	3	3	3	3	16
特別支援児童数			—				23
特別支援学級数			—				4

児童数・学級数（推計）

年	児童数	学級数
R7	691	24
R8	674	22
R9	644	20
R10	603	18
R11	559	16
R12	511	14
R13	476	12

※ 児童数・学級数は、令和13年度の推計値（栄東小学校と栄緑小学校の推計値の合計。）

※ 特別支援児童数・学級数は、令和7年度の実数。

【参考1：関係児童会館について（開館日数、利用者数は令和6年度の情報）】

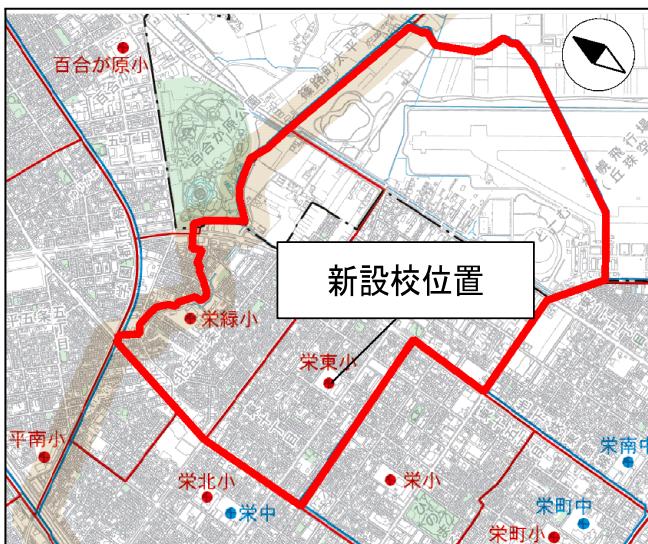
会館名	開館日数	利用者数	1日当たり	うち小学生
			うち小学生	
栄東小ミニ児童会館	294	16,065	15,971	96.7
栄緑小ミニ児童会館	294	10,065	9,984	66.6

【参考2：再編新設校の教職員数見込み】

約30名

2 通学区域（想定）

想定する再編新設校の通学区域は以下のとおり（両校の通学区域を合わせたもの）。



東区

北42条東16丁目～19丁目

北43条東16丁目～19丁目

北45条東8丁目～19丁目 (北45条東11丁目を欠く)

北46条東8丁目～19丁目 (北46条東11丁目を欠く)

北47条東8丁目～19丁目 (北47条東11丁目～12丁目を欠く)

北48条東8丁目～19丁目 (北48条東11丁目～12丁目を欠く)

栄町 (577番地～584番地 586番地～592番地 599番地 603番地 609番地～642番地)

801番地 885番地～914番地 917番地～922番地 926番地～942番地 950番地 952番地)

北49条東8丁目～17丁目 (北49条東11丁目～12丁目を欠く)

北50条東8丁目～15丁目 (北50条東11丁目～12丁目を欠く)

北51条東8丁目～15丁目 (北51条東11丁目～13丁目を欠く)

栄町 (643番地～644番地 647番地～653番地 655番地～680番地 682番地～687番地 697番地～700番地)

第4節 施設規模

第3節1の児童数・学級数に基づき、再編新設小学校の教室数は普通教室16学級(1学級最大35人)、特別支援学習室4学級(1学級最大8人)とし、校舎・屋内運動場等の検討を行う。

計画する校舎、屋内運動場等の整備面積は以下のとおりであり、まちづくりセンター・地区会館、児童会館の複合化を前提として検討を行う。

(単位: m²)

	校舎 (給食室除く)	屋内運動場 (地域連携施設棟を含む)	給食室	まちづくり センター (地区会館含む)	児童会館 (多目的ホール含む)	合計
面積	6,575	1,368	350	450	450	9,193

第3章 新築校の施設計画について

第1節 施設整備の目標/コンセプト

施設整備の目標は、基本指針の「I 基本理念」を基本とし、施設の長寿命化やユニバーサルデザイン等にも配慮した施設を計画する。

また、小学校区に相当するエリアを「地域コミュニティエリア」と設定し、小学校を地域コミュニティの拠点として多世代交流の場を創出することとしており、今回の計画では、栄東まちづくりセンター・地区会館(新設)、児童会館(新設)の複合化を前提とした計画とする。

第2節 基本方針

1 配置計画

新校舎の配置は、屋内運動場と一体の校舎を想定し、仮設校舎を必要としない既存のグラウンド側に建て替える手法が事業全体の工期及びグラウンド面積確保の観点等から最も合理的であると考えられることから、既存グラウンド側の配置を第一候補として計画すること。

加えて、配置計画を検討する際は以下の条件を考慮すること。

- (1) 教育環境: 日照、通風、採光等に配慮した建物配置
- (2) 周辺環境: 近隣への実日影、騒音、臭気等、周辺への影響を考慮した建物形態・配置
- (3) 通学動線: 校舎の主出入口の方角は任意とする
- (4) 既存建物: 校舎棟、屋内運動場棟、プール棟※、物置等
※ 解体する計画とし、新たな整備は行わない
- (5) 屋外施設: 整形かつ広いグラウンド面積の確保
- (6) その他: 敷地内の安全な歩車分離

2 その他

- (1) 維持管理やメンテナンス、ライフサイクルコストに配慮した計画とする。
- (2) ZEB Readyを達成する計画とする。
- (3) 太陽光発電設備・蓄電池を導入した計画とする。
- (4) 災害時に避難所としての機能を維持できる計画とする。
- (5) 校舎棟は延べ面積で700m²程度の増築スペースを確保した計画とする。
- (6) 敷地内には、移設・撤去・残置する必要があるモニュメント等は存在しない。

第3節 整備内容（参考^{※1}）

室名	配慮事項	面積 室数
校舎棟各諸室		
<u>普通教室</u> ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・8.0 (m) × 8.0 (m) ・学年毎にまとまった配置とすること 	約65m ² 16室
<u>特別支援学習室</u> ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・8.0 (m) × 8.0 (m) ・原則低層階（2階以下）に整備すること ・職員室からのアクセスが良い配慮すること 	約65m ² 4室
特別支援 プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・8.0 (m) × 8.0 (m) ・特別支援学習室と隣接させること 	約65m ² 1室
<u>余裕教室</u> ^{※2}	<p>(特別活動室、生活科室、会議室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8.0 (m) × 8.0 (m) ・将来、普通教室へ転用する可能性があることから普通教室と隣接させること 	約65m ² 3室
ワークスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・8.0 (m) × 5.0 (m) ・普通教室、特別支援学習室、特別支援プレイルーム、余裕教室の前に整備する 	約40m ² 24スペース
理科室・準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・理科室約100m²、準備室約30m² 	約130m ² 各1室
家庭科室・準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭科室約100m²、準備室約30m² 	約130m ² 各1室
図工室・準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・図工室約100m²、準備室約30m² 	約130m ² 各1室
音楽室・準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽室約100m²、準備室（器材室）約30m² ・屋内運動場への楽器の搬入があるため、1室は屋内運動場と同一の階に整備することが望ましい 	約130m ² 各2室
図書室・ 司書コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会館と共に使用するため近接させること ・司書コーナーは図書室内部に設置すること 	約200m ² 1室
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・3タイプ（一般、ICT対応、少人数対応）整備すること 【一般、ICT対応】 ・総合的な学習等で利用するため、フレキシブルな使い方が出来るよう整備すること 【少人数対応】 ・少人数授業を展開するため、可動間仕切りを整備すること 	約130m ² 3室
<u>職員室</u> ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドおよび昇降口が見渡せる位置に整備することが望ましい ・給湯スペース及び印刷・作業スペースを整備すること 	約230m ² 1室
<u>校長室</u> ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室と隣接させること 	約30m ² 1室

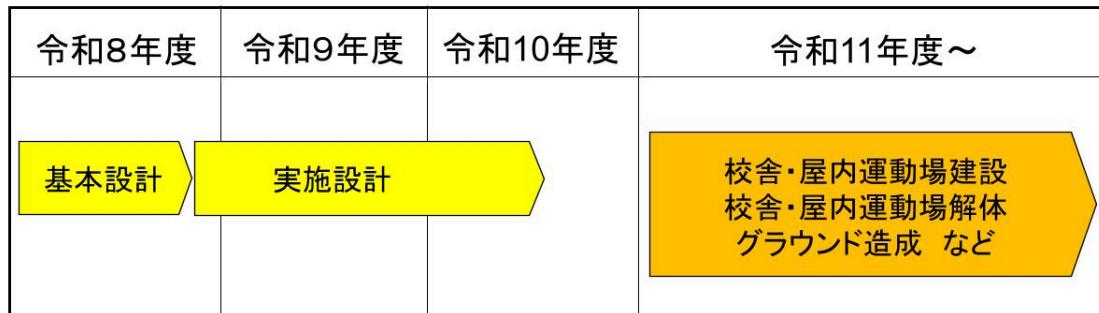
室名	配慮事項	面積 室数
職員更衣室	・職員室との動線に配慮すること	約30m ² 男女各1室
<u>保健室</u> ^{※2}	・職員室およびEV、昇降口との動線に配慮すること	約65m ² 1室
教育相談室	・保健室と隣接させることが望ましい	約30m ² 1室
用務員室	・屋外へ出入りできる配置とすること	約30m ² 1室
厨芥庫・塵芥庫・リサイクル庫	・1階に整備すること ・厨芥庫、塵芥庫、リサイクル庫は、まとまった配置とすることが望ましい ・屋外へ出入りできる配置とすること	適宜 各1室
除雪機置き場	・昇降口との動線に配慮すること	適宜
教材室	・教材室は各階に整備すること	適宜
ポンプ室	・1階に整備すること	適宜
電気室・機械室	・屋外キュービクルを設置する場合などは整備不要とする	適宜
PTA室		約65m ² 1室
郷土史料室	・室としての整備ではなく、共用部や図書室に郷土史料展示スペースを設置することとしても良い	適宜
<u>給食室</u> ^{※2}	・1階に整備すること ・配膳動線と児童動線が交差せず、かつEVまでの動線に配慮すること ・職員数：10名程度 ・給食車両の動線に配慮し、歩車分離を図ること	約350m ² 1室
共用部		
昇降口	・児童会館及びグラウンドとの動線に配慮すること	約150m ² 1か所
廊下		適宜
EV	・昇降口、保健室、給食室との動線に配慮すること	適宜
水飲み場		適宜
階段		適宜
配膳車置場	・普通教室、特別支援学習室と同一階に整備すること ・EVとの動線に配慮すること	適宜
児童用トイレ	・各階に多目的トイレを設置すること ・性別に限らず使用可能な個室トイレを設置すること	各階 約100m ²

室名	配慮事項	面積 室数
職員用トイレ	・職員室と同一階に整備すること	約30m ² 男女各1室
体育施設		
屋内運動場		約1,258m ²
地域連携施設棟	・学校開放用トイレ、備蓄庫、指導員室等を整備すること	約110m ²
外構関係		
グラウンド	・敷地境界との緩衝部や側溝部など、流域貯留施設として整備するために周囲から掘り下げた際に発生するのり面部の面積を含む。	6,000m ² 以上
グラウンド物置		適宜
駐車場	・施設利用者用の駐車スペースを42台分（学校30台、児童会館2台、まちセン10台）整備する。 ・大型バス4、5台を駐停車できるスペースが確保できることが望ましい（常時占有の必要はなし）。	
複合化施設		
児童会館 ^{※2}	・天井高6m以上の軽運動可能な多目的ホール（約150m ² ）を含め、上限を450m ² とすること ・学校関係者とは別に、児童会館利用者の出入りのための動線を確保すること ・職員数：10名程度の職員数を想定 ・運営曜日（時間）：月～土（8～21時） ・休館日：日曜・祝日、祝日の振替休日、年末年始（12/29～1/3）	450m ² 以下
まちづくりセンター・地区会館	・風除室、玄関、事務室（まちづくりセンター用、地区福祉のまち推進センター用）、会議室、集会室、その他共用部（トイレ、厨房、備品庫等）を整備すること ・学校関係者、児童会館利用者の動線とは別にまちづくりセンター・地区会館利用者の出入りのための動線を確保すること ・まちづくりセンター運営曜日（時間）：月～金（8:45～17:15） ・まちづくりセンター休館日：土日・祝日、祝日の振替休日、年末年始（12/29～1/3） ・地区会館運営曜日及び休館日：新設のため未定（独立して運営できるよう整備すること）	450m ² 以下

※1 具体的な室面積や配置、機器仕様等は基本・実施設計時に施設管理者と協議し決定する。

※2 下線表示（○○室）は、冷房を整備予定の室である。

第4節 想定事業スケジュール



※ 施設整備時期については設計の過程で変更の可能性あり。

第5節 概算事業費

校舎等建設費	約 46億円
解体費	約 6億円
グラウンド造成費	約 3億円